

国内旅行中の事故によるケガ、賠償責任や手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。

傷害（死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金）

旅行中の事故によるケガを補償します。

Ex) 観光中にケガ



賠償責任保険金

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。

Ex) 他人にケガをさせた

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等は示談交渉はできませんのでご注意ください。



携行品損害保険金

旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

Ex) カバンを盗まれた

※携行品の置き忘れ、紛失による損害（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）については保険金をお支払いできません。
※損害額は時価額または修繕費のいずれか低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨等は合計で5万円）が損害額の限度となります。ただし、ご契約の保険金額が10万円未満の場合、ご契約の保険金額がお支払の限度額となります。
※1回の事故ごとに免責金額（自己負担額）3,000円をお客様にご負担いただきます。



救援者費用等保険金

旅行中のケガにより継続して14日以上入院した場合等に、看護のために現地に向かった親族が負担した交通費・宿泊料等を補償します。

Ex) ケガがもとで継続して14日以上入院



ポイント 旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。

※保険の責任期間（補償期間）は保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時から末日の午後12時（24時）までとなりますが、保険期間内であっても住居（ご自宅）に帰着した時点で、保険の責任期間は終了します。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、裏面の「補償内容のご説明（お支払いする保険金の概要等）」をご確認下さい。

●お手続きは簡単です。ご加入の際は熊本電気鉄道株式会社までご連絡ください。

加入タイプ一覧表

保険期間 *1 注：（ ）内は旅行期間を示します		日帰り	2日（1泊2日）まで	4日（3泊4日）まで
補償項目 \ 加入タイプ		F1	F2	F3
保険金額（ご契約金額）*2	死亡・後遺障害保険金額	617.6万円	996.7万円	993.0万円
	入院保険金日額	5,500円	12,000円	14,700円
	手術保険金	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。		
	通院保険金日額	3,500円	8,000円	9,800円
	賠償責任保険金額 免責金額（自己負担額）：0円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	携行品損害保険金額 免責金額（自己負担額）：3,000円	5万円	10万円	50万円
救援者費用等保険金額		50万円	100万円	300万円
お支払いいただく保険料		500円	1,000円	2,000円

*1 保険期間は実際のご旅行期間となります（ご出発の当日を含めて数えます。）。たとえば3泊4日のご旅行の場合は、4日間が保険期間となり、「4日（3泊4日）まで」の加入タイプとなります。

*2 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

●次のいずれかに該当する場合には、死亡・後遺障害保険金額が他の保険契約等（*）と合算で1,000万円を超える契約はできません。

（*）他の保険契約等については、「国内旅行傷害保険にご加入いただくお客様へ（重要事項説明書）」をご確認ください。

・保険の対象となる方の年齢が保険始期日時時点で満15歳未満の場合

・保険の対象となる方の同意がない場合（ご加入者＝保険の対象となる方の場合を除きます。）

※前泊・後泊されるお客様につきましては、保険契約申込書を別途お書きいただくことがあります。

お問合せ先（取扱代理店）

熊本電気鉄道株式会社

〒860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪3丁目7-29

TEL:096-345-1111 FAX:096-345-2827

（引受保険会社）

東京海上日動火災保険株式会社 担当課：熊本支店法人支社

〒860-0844 熊本市中央区水道町5-15

TEL:096-300-8527

令和7年2月作成

24T-002175

補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合						
死亡・後遺障害	死亡	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）。	死亡・後遺障害保険金額の金額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受けるべき金額部分） ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ						
	後遺障害	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に後遺障害*1が生じた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事象または暴動によるケガ*8 ●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。） ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの等						
	入院	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金日額に入院*3した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて 180日（支払対象日数） を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、 180日（支払限度日数） を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限りします。	*8 「戦争危険等無償に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。					
手術・治療費	手術	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 （※）傷の処置や抜歯等をお支払いの対象外の手術があります。 ②先進医療*5に該当する所定の手術 *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *6 手術*4を受けることにより、治療*2を受けることを行います。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 <table><tr><td>① 入院中に受けた手術</td><td>*4</td><td>10倍</td></tr><tr><td>② 上記以外の手術</td><td>*4</td><td>5倍</td></tr></table> ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限りします。	① 入院中に受けた手術	*4	10倍	② 上記以外の手術	*4	5倍	
	① 入院中に受けた手術	*4	10倍							
② 上記以外の手術	*4	5倍								
通院	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6 病院もしくは診療所に通い、または在宅により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	通院保険金日額に通院*6した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて 180日（支払対象日数） を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は 90日（支払限度日数） を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*7を常時装着した日数についても「通院した日数」に含みます。 ※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。								
賠償責任	賠償責任 保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物（宿泊施設の客室・客室内動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）を含みます。）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上自動が行います。 ※東京海上自動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上自動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ東京海上自動にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●受託品に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。） ●車両（ゴルフカート、レンタカーを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）、銃器（空気銃を除きます。）、所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等						
携行品損害	携行品損害 保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難・破損等の損害が生じた場合。 *12 携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラ一式等、保険の対象となる方が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 （※）有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車（バイクを含みます。）、ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんの登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物、別送品等は含まれません。	（携行品*12 1個、1組または1対について10万円を限度とした）損害額*13をお支払いします。 ※乗車券等または通貨等については合計5万円を限度とします。 *13 損害額は、時価額または修繕費のいずれか低い方とします。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ※1回の事故ごとに免責金額（自己負担額）3,000円をご自身で負担していただきます。 お支払いする保険金＝損害額*13－免責金額（自己負担額）3,000円 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ●戦争・外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事象または暴動による損害*14 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●携行品の置き忘れ、紛失*15 ●差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置はお支払いの対象となります。） ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害 等 *14 「戦争危険等無償に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は保険金のお支払対象となります。 *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。						
救護者費用	救護者費用 保険金	①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合②保険の対象となる方がビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんに遭難した場合。*16 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となるが警察等の公的機関により確認された場合。 ④日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡（事故により直ちに死亡にされた場合を含みます。）または継続して 14日以上 入院*3された場合。 *16 補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をいただきます。*18	ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*9が負担した下記の費用をお支払いします。 ※ただし、救護者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ①捜索救助費用 ②現地への1往復分の交通費（救護者2名分まで） ③宿泊料（1名について 14日分 を限度とし、救護者2名分まで） ④現地からの移送費用*17 ⑤現地での諸経費（3万円まで） *17 帰宅運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 （※）他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ●保険金受取人の故意または重大な過失（その方が受け取るべき金額部分） ●けんかや自殺行為・犯罪行為による事故 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。）*18 ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 等 *18 捜索救助費用については、特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合もビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんの行程中に遭難したことによって支払った費用は保険金のお支払対象となりません。						

*2 保険の対象となる方以外の医師等が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師等が行う治療をいいます。

*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師等の管理下において治療に専らすることをいいます。

*9 6親等以内の血族、配偶者*10または3親等以内の姻族をいいます。

*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚姻とは異なります。）。

①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*11 戸籍上の性別が同一の場合は 夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

●上記（傷害）におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性中毒およびウイルス性中毒を含みます。なお、急性性、偶発性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください（例えばは職業病、テニス等）。

●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室をいいます。

●ご案内の保険は、熊本電気鉄道株式会社と、東京海上自動との間で締結された、熊本電気鉄道株式会社が取り扱う旅行に参加するお客様（旅行者）のうち、旅行出発前に加入手続きを行った方を保険の対象となる方とする包括契約です。この保険での契約者は熊本電気鉄道株式会社となり、原則として、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は契約者である熊本電気鉄道株式会社が有しますが、熊本電気鉄道株式会社は、加入者であるお客様から解約、変更請求等の申し出があった場合は必ずこれに応じた必要な対応をいたします。

◆本契約にご加入された皆様には保険契約証は作成されません。ご出発当日お渡し致します。「ご加入通知書」をもってご加入の確認とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

◆保険料領収証はお振込いただきました際の振込（控）をもってかえさせていただきます。

◆補償の重複について

・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約または他の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、その契約が解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

この保険のご加入者の皆様にご利用いただけるデリリーサポートサービスの詳細については、専用チラシをご確認ください。

このご説明は、国内旅行傷害保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「**重要事項説明書**」を**よくお読みください**。また、詳細は「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上自動にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または、代理店または東京海上自動までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、東京海上自動の代理店は東京海上自動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上自動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上自動と直接契約されたものとなります。